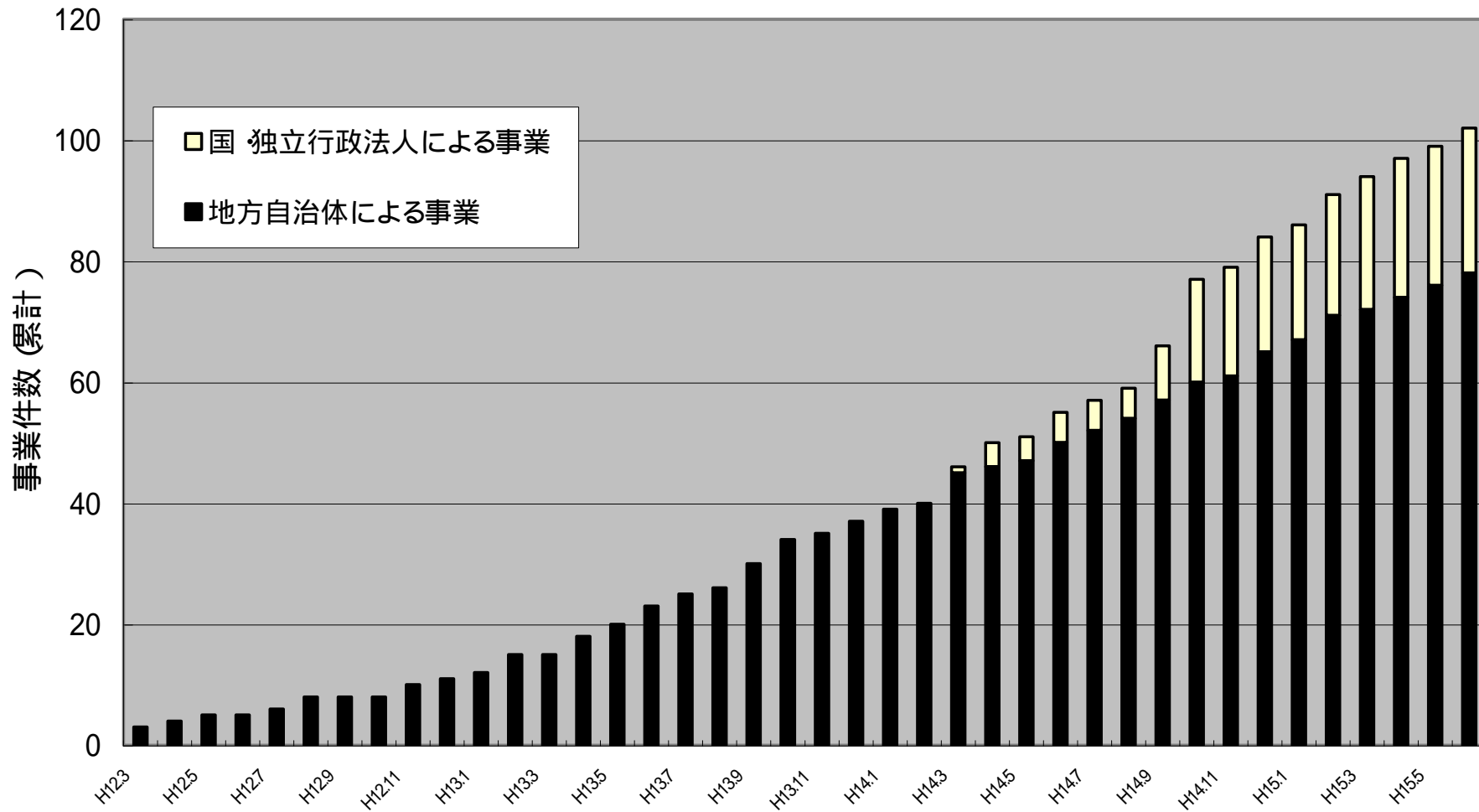


# PF事業件数の推移 (国・地方公共団体別)

資料4 - 3



注1 実施方針公表<sup>1)</sup>段階で捕捉

1)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条により、公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という)は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(実施方針)を定め、遅滞なく公表するものとされている。

注2:この表では、国と地方公共団体が管理者等となっている事業(1件)がある。